

(案)

福山市ホームページバナー広告取扱業務に関する契約書

福山市（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）は、インターネットに公開している福山市ホームページへのバナー広告取扱業務に関する契約を締結する。

(目的)

- 第1条 発注者は、受注者から提出されたバナー広告（以下「広告」という。）を次条に掲げる要綱等により審査し、適正と認めた場合に福山市ホームページに掲載するものとする。
- 2 受注者は発注者に広告枠を使用できる対価として、実績に応じた広告枠の掲載料を支払うものとする。また、受注者は広告枠を埋めるために営業に努めるものとする。

(要綱等の遵守)

- 第2条 受注者は、福山市広告事業実施要綱及び福山市広告掲載基準、福山市ホームページバナー広告取扱要領を遵守しなければならない。

(委託期間)

- 第3条 委託期間は、2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日までとする。

(広告の掲載ページ等)

- 第4条 広告の掲載及び撤去は発注者が行うものとする。
- 2 広告を掲載する場所及び枠数、売り渡し期間等については、発注者が別に定めた「福山市ホームページバナー広告代理取扱業務募集要項」のとおりとする。
- 3 受注者は、広告を新たに掲載する場合は掲載したい月の前月20日（20日が市役所閉庁日のときは、翌日以降の最初の市役所開庁日）までに、「福山市ホームページバナー広告掲載申込書」に広告原稿（市が指定した電子データ記録媒体等に記録したもの）を添えて発注者に提出するものとする。ただし、4月のみは掲載の申し出を随時可能とし、掲載日は福山市が定める日とする。
- 4 受注者は、広告を停止したい場合は停止したい月の前月20日（20日が市役所閉庁日のときは、翌日以降の最初の市役所開庁日）までに、「福山市ホームページバナー広告掲載停止申込書」に広告原稿を添えて発注者に提出するものとする。
- 5 受注者は、広告を変更したい場合は変更したい月の前月20日（20日が市役所閉庁日のときは、翌日以降の最初の市役所開庁日）までに、「福山市ホームページバナー広告掲載変更申込書」に、広告原稿等が変わる場合は市が指定した電子データ記録媒体等に記録したものを添え、発注者に提出するものとする。
- 6 受注者は、次の3月毎に、4～6月分は6月1日まで、7～9月分は9月1日まで、10～12月分は12月1日まで、1～3月分は3月1日までに、「掲載確認報告書」に「福山市ホームページバナー広告掲載実績一覧」及び掲載実績が分かる資料を添え、発注者に提出するものとする。
- 7 受注者は、本業務をすべて完了したときは、業務完了報告書を、発注者に提出すること。
- 8 受注者と発注者協議の上、発注者が認めた場合は、第3項から前項に関する日時以外も可能とする。ただし、掲載の開始又は停止等の日時は発注者が決めるものとする。
- 9 受注者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにし、計画的に業務を実施すること。
- 10 受注者は業務を遂行するにあたり、「業務責任者報告書」及び「業務実施計画書」を提出すること。

(契約金額及び納付方法等)

- 第5条 受注者が発注者に支払う広告枠の掲載に係る契約金額（以下「広告枠掲載料」という。）は、次の表のとおりとする。（取引にかかる消費税及び地方消費税を含む額とする）

広告枠掲載料／月 1 枠 (受注者が発注者へ支払う金額)
_____円 (消費税率 10%)

- 2 受注者は、前項の広告枠掲載料を広告掲載枠の実績に応じて、4～6 月分を 2026 年（令和 8 年）6 月 30 日までに、7～9 月分を 2026 年（令和 8 年）9 月 30 日までに、10～12 月分を 2026 年（令和 8 年）12 月 28 日までに、1～3 月分を 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日までに、発注者の交付する納入通知書により納入しなければならない。
- 3 発注者の責に帰すべき事由なくして、広告枠掲載料の額の変更または還付は行わないものとする。なお、発注者の事情により、受注者に許可なくして、広告を掲載したホームページを連続して 72 時間以上閉鎖したときは、発注者の責に帰すべき事由とみなし、受注者は日割計算による広告枠掲載料の還付を発注者に請求できるものとする。
- 4 受注者が、第 1 項で規定する広告枠掲載料を支払期限までに納付しないときは、発注者は、遅延日数に応じ、当該業務に係る広告枠掲載料に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が定める遅延利息の率を乗じた金額を損害賠償金として徴収することができる。
- 5 発注者は、広告枠掲載後、受注者の責めに帰すべき事由により、掲載が月途中で中止となった場合、広告枠掲載料の日割り計算等の割引はしないものとする。また月途中からの掲載の場合も広告枠掲載料の日割り計算等の割引はしないものとする。
- 6 受注者は、広告掲載後、その責めに帰すべき事由により、発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。
- 7 広告枠掲載料の徴収について、受注者は、広告主から現金払いまたは銀行振込で行うものとする。

(広告内容の責任)

- 第 6 条 受注者は、発注者に対し、受注者が作成した広告が法令等に違反しないこと、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとする。
- 2 発注者が受注者の作成した広告を掲載したことにより、第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、受注者の責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

(広告の内容等に対する修正等の指示)

- 第 7 条 発注者は、掲載中の広告の内容等が、要綱、基準及び要領等の規定に反するに至ったと判断したときは、受注者に対して当該広告の内容等の修正等を指示することができる。
- 2 受注者は、前項の指示を受けたときはこれに従わなければならない。
 - 3 受注者は、広告の内容等の修正等をしたことにより損害が生ずることがあってもその損害に関し発注者に賠償を請求することはできない。

(再委託及び権利義務譲渡等の禁止)

- 第 8 条 受注者は、本契約に基づく一切の権利義務を第三者に委託又は譲渡してはならない。ただし、合併等を原因とする承継で発注者の承認を受けたものについては、この限りでない。

(監督及び検査)

- 第 9 条 発注者は、受注者に対して本業務の処理状況について検査を行い、又は報告を求めることができる。

(契約の解除)

- 第 10 条 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者においてこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 受注者が第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反したとき。
 - (2) 受注者が履行を放棄し、又は正当な理由によらないでこれを中止したとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達成することができないおそれがあるとき。
 - (4) 受注者が正当な理由によって契約の解除を申し出たとき。

(5) 発注者の都合によって、この契約の解除を必要とするとき。

- 2 受注者は、前項第 1 号から第 4 号までの各号のいずれかに該当する理由によってこの契約を解除された場合において、発注者に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額などの詳細については発注者と受注者が協議して定める。
- 3 発注者は、第 1 項第 5 号に該当する理由によってこの契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときはその損害を補償するものとする。ただし、賠償額などの詳細については発注者と受注者が協議して定める。

(特定の違法行為に対する措置)

第 1 1 条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者に対して損害賠償金として広告枠掲載料の 10 分の 1 に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処せられたとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 発注者は、受注者がこの契約に関し第 1 項各号いずれかに該当すると認められるときは契約を解除することができる。

(秘密の保持)

第 1 2 条 受注者は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(遵守事項)

第 1 3 条 発注者と受注者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第 1 4 条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

上記契約の締結を証するため、この証書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、双方各 1 通を保有する。

2026 年（令和 8 年）4 月 1 日

福山市東桜町 3 番 5 号

発注者 福山市
福山市長 枝広 直幹

受注者